

循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果報告書（素案） に関する意見募集の実施結果について

1 概要 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果（素案）について、以下のとおり意見募集を行った。

（1）意見募集期間：平成17年12月22日（木）から平成18年1月10日（火）まで

（2）告知方法：環境省ホームページ及び記者発表

（3）意見提出方法：郵送、ファックス又は電子メール

2 ご意見の提出者数

団体・企業 2名

個人 1名

合計 3名（意見数重複含み11件）

3 ご意見の内容とそれに対する考え方（案）

別添のとおり

素案該当箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
<p>- 1 - (1) 等 2 頁等 「資源生産性」</p> <p>- 1 - (2) 等 4 頁等</p>	<p>入口の指標として国民一人当たり資源投入量(=天然資源等投入量/人口)とすべき。資源投入量を絶対量で表示すれば、「天然資源の消費抑制」を直接評価でき、また、諸外国との比較のうえに我が国の国民一人当たり資源投入量が持続可能なレベルが検証できる。</p> <p>最終処分量目標の妥当性を中長期的展望に立って最終処分量の残余容量との関係で説明すべき。特に産業廃棄物の最終処分目標と残余年数又は今後の設置許可方針との関係を明記すべき。 中長期的展望に立って、10年後及び20年後の日本の廃棄物処分場の展望について明記すべき。</p>	<p>今回の報告書は循環基本計画の進捗状況について、点検するものです。ご意見の趣旨は、循環基本計画の見直し等の際に議論されるものと考えます。</p> <p>なお、物質フロー指標は、発生抑制(入口)、再使用、再利用(循環)、処分(出口)がバランスよく進展した循環型社会の形成を図るために設定したいわば上位目標であり、個々の取組の進展は、別に委ねられています。</p>
<p>- 2 - (1) 等 6 頁等</p>	<p>国民の行動に関するアンケート調査結果の対象が不明確。各地域・地方によって、「都会」と「田舎」ではギャップがある。国民の「具体的な行動」を促進するためには、人口の特色を考慮する必要。</p>	<p>対象は無作為抽出全国成人3,000人です。7頁の表に注記します。なお、今回の報告書素案においても、取組に難易度があること等があることから、今後の課題として、より客観的・定量的な把握方法の検討を掲げており、ご意見の点もその一つと考えます。</p>
<p>- 2 - (1) 等 8 頁等</p>	<p>1人1日当たりの家庭からのごみの排出量について、EU、米国、アジア各国の統計結果を併記できないか。</p>	<p>1人1日当たりの家庭からのごみの排出量については、一般廃棄物の総排出量から資源回収されるものを除いて算出しています。諸外国とのデータを比較する場合には、共通の定義に従って算出を行うことが必要ですが、こうしたデータは現状では整備されておらず、現時点では困難です。</p>
<p>- 2 - (2) 10 頁</p>	<p>「今後とも買い物の際に買い物袋を持参したり、簡易包装の商品を選択するといった家庭における一般廃棄物の発生抑制」 家庭でそうした取組をするためには、レジ袋の有料化や簡易包装品の製造・市場進出など、社会制度や製造者側の対策による基盤作りが必須。「拡大生産者責任」に基づくモノの流れの上流段階(設計・製造)における廃棄物発生の抑制も必須なので「拡大生産者責任」を強調する文脈の挿入をすべき。</p>	<p>「今後とも買い物の際に買い物袋を持参したり、簡易包装の商品を選択するといった家庭における一般廃棄物の発生抑制などの減量化をより一層進める必要がある」の次に「それを可能とする社会の仕組みの整備が重要です。」を加筆修正します。</p>
<p>- 1 - (2) 16 頁</p>	<p>「高い国民の意識を行動に結びつける何らかの契機や仕組みの必要性が窺えます。」 大変良い指摘。国民の「行動」の積極性に欠けることを個々人に追求しがち。ものを修理したり、不用品を融通したりといったリサ</p>	

素案該当箇所	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
	イクル行動を促進するような社会的メッセージは十分に発信されているとはいえない。政府や企業、メディアの役割も重要。	
- (1) 20頁	現在の資源投入量及び最終処分量は持続可能な生産・消費形態の範囲を超えていることは明らか。現状の経済優先の政策から環境優先の政策に切り替え、資源投入量をドラスチックに削減する必要があることを明記すべき。	循環基本計画では、天然資源等投入量をベースとした資源生産性を指標のひとつとしており、これは経済成長と環境負荷の増大とが分離しているかどうかを点検するいわゆるデカップリング指標です。
- (3) 20頁	「(3) 今後の取組の方向」全体 大変良い指摘で、今後より積極的に行政で取り組まれるよう希望。	
- (4) 21頁	「国際的な対応」に当たっては、廃棄物は国内処理が原則であり、我が国の廃棄物対策は「国内処理原則」に基づくということを明記すべき。アジア等における適正な資源循環を確保するという口実の下に使用済み製品や廃棄物が途上国に輸出されてはならない。途上国に循環資源を輸出する場合には、有害物質を全て取り除き、クリーンな資源として輸出すべき。(同意見2)	「国際的な対応」に当たっては、諸外国においても廃棄物等の適正処理が確保され、環境汚染の発生を防止していくことが大前提です。報告書素案においては、個別の原則名は記述していませんが、こうした考え方は「環境保全の観点から」具体的方策を検討していくことと記述している点に表れていると考えています。

* その他、個別の処理技術に関する紹介的意見あり。